

大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究連携委員会規程

平成16年4月1日

自機規程第52号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第12条の2の規定に基づき、研究連携委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 機構内分野間の研究連携に関すること。
- 二 機構外の研究機関等との研究連携及び研究交流の促進に関すること。
- 三 新分野の形成に関すること。
- 四 その他研究連携に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 機関の長が推薦する研究教育職員 若干名
- 二 機関の長が必要と認めたUR A職員 若干名
- 三 その他機構長が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 前条の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

(議事)

第7条 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(企画戦略室)

第9条 委員会は、任務に関し、具体的な計画の策定、実施及び必要な調査等について、企画戦略室に付託することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月14日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。